

Energize

私たちはお客様の**“元氣”**をサポートします！

年商10億？上場しましょう！！

東京プロマーケット(TPM)をご存じですか？東京証券取引所が東証1部、2部、マザーズと並んで開設する日本で唯一の「プロ投資家向け市場」です。最大の特徴は金融商品取引法に定められる特定投資家(プロ投資家)だけに解放された市場であり、一般の個人投資家は買い付けができません。また、上場評価や基準の設定は証券取引所が指定する「指定アドバイザー」が行うことになっています。

投資家だけを対象にしているために自由度の高い上場基準・開示制度を実現(一般投資家対象だと投資家保護のために厳格な基準が必要になる)しているので、以下のようなメリットがあります。

●上場までのスピードが早い

他の市場では三期分の監査証明が必要ですがTPMでは直近一期分の監査証明でOKです。したがって監査や申請に関するコストも時間も大幅に削減されます。

●上場形式基準がない

他の市場に存在する形式基準や実質基準がありません。例えばマザーズでは株主数200人以上、時価総額10億円などの要件がありますがTPMではオーナー一族だけで株式を持ったまま上場も可能です。

●維持コストも安く済む

他の市場では四半期決算開示などが求められていますがTPMでは四半期決算開示は任意です。また、内部統制報告制度等も任意のためコストが大きく低減されます。

上記のようなメリットがある反面、一般投資家が参加できない市場であるため株式の流動性が低く、他の市場では主目的となる資金調達には向きません。つまり上場目的に違いがあるのです。その代わりに、**TPMならではの利点と特徴**があります。

○安心な市場・・・認定された特定投資家(プロ)に限定された市場のため不穏な株主等の流入がなく安心

○支配権の維持・・・例えば社長一族が99%の株を持ったままでも上場可能であり支配権の維持が可能

○相続対策・・・分散株式の取りまとめ等、相続対策として効果的な有効手段を取りやすくなる

つまり他の市場が企業としてのひとつの完成形としての上場であるのに対して、TPMは企業をステージアップの成長基盤を築くためのワン・ステップと捉えることができると思われます。

人口減少・超高齢化や高度情報化により経営環境は厳しさを増す中で、例えば「人材採用力の優位性」「知名度アップによる全国・海外展開」「地域金融機関との関係強化による資金調達力アップ」「一般市場へのステップアップ準備」等々を考えると、まず「上場企業」という肩書を持つことは非常に大きなメリットがあると思います。新卒や優秀な社員の転職はまず上場企業をターゲットにしているのは現実です。

実際にTPMへの上場評価や基準認定を行う指定アドバイザーの一社である株式会社日本M&Aセンターの担当者に聞いたところ「年商10億円、利益3千万円程度の会社であれば十分に可能性はある。実際に年商8億円程度でも上場準備が進んでいる」とのことでした！つまり、地方の中堅企業でも「上場企業」という肩書を持つことによりその地方の“スター企業”となることも可能な訳です。

私どもTEAMyoko-soは「お客様のビジョン実現をサポートして日本を元気にする」というミッション実現のためにも、横浜から次々と上場企業を育てていきたいと思っています。

是非、「我こそは」という企業はTEAMyoko-soにお手伝いをさせてください。

◆ オーナーからの借入金(オーナー借入金)について

オーナー借入金は、会社の資金繰り・キャッシュフローが悪化した際の応急処置として有効な活用方法になります。ただし、オーナー借入金が多額のまま相続が発生した場合には、借入金がオーナー個人の相続財産になり、また銀行からの融資場面では、借りたお金がオーナー借入金の返済に充てられるのではないかと判断され貸し渋り等大きなデメリットにもなるケースもあります。オーナー借入金を解消したい場合、一般的にどのような方法があるかを今回説明させていただきます。

● 繰越欠損金の活用

オーナー借入金は債務免除をすることで精算可能ですが、その際に債務免除益が会社で生じてしまい課税の対象となります。繰越欠損金がある場合には当期の利益から控除することが可能であるため、課税所得を生じさせず、オーナー借入金を解消することは可能となります。

ただし、債務免除をしたオーナー以外の者が株主となっているときで、債務免除を実施し株価が上昇した場合には、債務免除をしたオーナーが他の株主に対して利益（株価上昇分）を無償で提供したものとみなして（みなし贈与）、贈与税が課される可能性があるため注意が必要です。なお、債務超過の会社で債務免除を実施した後も債務超過である場合には当然贈与税が生じることはありません。

● 役員給与の減額

借入をしているオーナーの給与を減額し、減額した金額を資金に徐々にオーナー借入金を精算していく方法です。比較的风险はなく優先すべき方法となります。

● DES(Debt Equity Swap:デット・エクイティ・スワップ)

DESとは「債務の株式化」、つまり会社側から見ると債権者への返済義務がある有利子負債を返済義務がない自己資本に交換します。他人資本である有利子負債が消滅し、債権者は新たに株主となります。DESを利用した場合は、上記「繰越欠損金の活用」で説明したみなし贈与については発生しません。ただし、債務超過の会社である場合、会計上で自己資本に全額振替えたとしても税務上では債務の消滅があったとして、全額が債務免除益として課税の対象になります。

また、DESにより資本金が1億円を超えた場合、留保金課税の不適用・軽減税率（年所得800万以下部分）の適用・交際費等の800万円定額控除・欠損金の繰戻還付・貸倒引当金の法定繰入率と中小法人の特例が適用できなくなるほか、地方税では事業税の外形標準課税適用会社となります。さらに、平成27年度の税制改正により会計上の資本金と資本準備金の合計額と税務上の資本金等の額とを比較して大きい金額を外形標準課税の資本割及び均等割の計算基準とするため、DESにより毎年支払う税金が増加するというデメリットが生じることになります。

● オーナーの相続税対策

オーナー借入金を親族へ贈与するという方法があります。借入金に関して返済できる見込みがない場合で、相続税を発生させないために、親族に贈与してオーナーの相続財産を減少させる方法です。無税で実施するためには、暦年贈与の非課税枠（年間110万円）を利用して贈与します。また、相続税の試算も必要になりますが、多少の贈与税を払ってでもオーナー借入金を親族へ贈与した方が税務上有利となるケースもあります。なお、この方法は名義が変わるだけで、会社で借入金が減るということはありません。

● まとめ

今回はさまざまな方法を列挙しましたが、これらの方法は一般的な方法であり、すべてを網羅しているわけではありません。また、これらの方法は併用も可能であり、お客様に応じた対応が必要です。具体的な対策等については弊社担当者までお声がけください。

★ 悩める相続第20弾！

民法の相続規定（相続法）が7月1日付けで大きく変わったことに伴い、相続時の税金の取り扱いにいくつかの変更がありました。改正相続法は相続トラブルの回避に主眼を置いていますが、よく理解しないまま制度を使うと思わぬ税負担が発生しかねません。今月は改正相続法に関してのレポートをお送りいたします。

● 改正相続法

税金の取り扱いでまず注意すべきなのは「遺留分」についてです。遺留分とは、配偶者や子どもなどの法定相続人に保障された遺産を受け取ることができる最低限の取り分のことです。遺言に偏った配分が書かれていた場合に、遺留分より少ない取り分の人は権利を主張することができます。不足分を他の相続人に請求しても、分けられる現預金がない場合には、自宅の不動産などを共有にすることなどで解決しますが、共有財産を巡るトラブルは多く、裁判になり解決までに数年間かかることも決して珍しいことではありません。

● 現金請求に一本化

7月の法改正で変わったのは、遺留分に満たない分については現金で請求することになった点です。相続人同士のトラブルは減りそうですが、思わぬ税負担が生じる可能性があります。

では、具体的に説明してみましょう。父親が遺言で8,000万円の遺産の分け方を指定しました。

母：4,000万円（自宅土地）・2,000万円（家屋）

長男：1,500万円（自宅以外の土地）

次男：500万円

それぞれの遺留分は、

母：1/4（2,000万円）

長男：1/8（1,000万円）

次男：1/8（1,000万円）です。問題は次男の取り分です。遺留分は遺産全体の1/8で1,000万円ですが、遺言には預金500万円としか書かれていませんでした。改正法に基づき、次男は長男や母親に「現金で500万円の支払」を請求します。しかし、母親と長男は現金を相続しておらず、手元に現金がありません。このような状況でしたので、母親が相続した土地・建物に住み続けるために、現預金の代わりに不動産などで弁済する「代物弁済」という方法を長男は選択し、長男が相続した自宅以外の土地1,500万円のうち500万円を次男名義にすることで解決をしました。

● 思わぬ税負担

結果的に、改正前と同様に不動産を共有する結果となってしまいました。一見、妥当な方法にみえますが、遺留分を満たすために遺産を共有にすることにより譲渡所得税がかかる場合があります。遺留分紛争の解決は現金に一本化されたために、不動産を代物弁済してしまうと実際は不動産を売っていないのに税務上は売ったとみなされ、課税されてしまうということです。上記の具体例では長男が1,500万円の土地のうち次男に与えた500万円分が不動産の譲渡所得とみなされて長男に課税されます。法改正前には必要のなかった税金が発生してしまいます。



（株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

このような税負担を避けるためにはそもそも遺産争いが起きないように遺言にすることが重要となります。折角、遺言を残しても争族や余計な税負担が増えるのでは意味がありません。誰も自身が亡くなった後の相続を争いごとにしたくはありません。まずは我々にご相談下さい。

今月の yoko-so



今月は、10/4（金）に行った
内定式と懇親会の様子をお届け
いたします！
希望と緊張の入り交ざった内定者
2名と向かい入れる横総一同の和
気あいあいの懇親会の様子をご紹
介いたします。

内定式



yoko-so一同、一緒に働く日を楽しみにしています！

懇親会



10月4日に毎月月初に行う事務所全体会議の午後の時間を使って、来年度から事務所の新たな仲間となる新卒メンバーを迎える「新卒内定式」を行いました。その後は、全体会議後の恒例リフレッシュルームでの懇親会も行われました。

ちょうど4年前から開始した新卒採用ですが、大変ありがたいことに毎年フレッシュなメンバーが仲間となってくれています。今年4月に入社した昨年の新卒メンバーもこの半年で見違えるほど、たくましくなりつつあります。

人材不足・売り手市場と言われる昨今、新たな仲間となってくれる2人との出会いに感謝しつつ、今後のyoko-soをリードするメンバーとして活躍してもらえることを期待しています！

事務所メンバーそれぞれが事務所の仲間となった時の思い、その時の気持ちを再認識するいいきっかけになった1日であったと思います。もっと魅力ある組織を作るために、メンバー一丸となって走りつづけていきます！今後のyoko-soに乞うご期待！！

次号予告・お知らせ

10月に入り季節はずれの大型台風がくるなど、自然の脅威とともに偉大さも感じるものが最近特に増えたように感じます。

毎年恒例の新卒内定式が終わったところには、来年度の行動計画を全社・各Teamごとに立案する時期となります。5年後のなりたい組織にするために来年は何をするべきかを決める重要な時期となります。ワクワクドキドキするメンバー、計画と現状のギャップに頭を抱えるメンバーなど（笑）1年の中で最も事務所の将来を真剣に考える2ヵ月が始まります！！

今月の一言…“良薬は口に苦し”

一人の百歩より、百人の一步。

(日本電産創業者 永守重信)

以前ご紹介した「早く行きたければ、一人で行け。遠くまで行きたければ、皆で行け」という言葉とも重なりますが、組織は強い創業者が一人で立ち上げるフェーズから多様性を受け容れて長期的な成長を目指すフェーズに転換すべき時期が来ることを忘れずに！

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 3 8)

★ 台風15号、19号と連続で超大型台風が列島を縦断しました。特に19号では15日現在で死者74人、行方不明者15人、氾濫河川37河川、52ヵ所という未曾有の被害が発生しています。大型の台風が来るであろうと予想をして備えをしていたはずですが、「想定外」、「まさか」との思いがあったと思います。リスクマネジメントの観点から顧問先様への災害リスクと火災保険、災害時の保険金の具体的に支払い例や基準についてのセミナーの開催準備に入りたいと思います。 (NISHIO)

★ あまり報道されていませんが、台風15号の影響で横浜市内にも高潮による浸水被害を受けたお客様があります。1ヶ月経過し、ようやく復旧計画が立案できたさなか、19号が襲来するとの情報が…。安全面を考え会社は公休とすることを決めた一方で、社長自身は会社に泊まるとのご連絡。公共機関の計画運休が正しい判断とされる一方で、中小企業の経営者は自身の安全より、会社の保全を優先する必要があるのが現実です。少しでも社長のお役に立てる支援を考えることが、自分達の役割と改めて感じます。 (TOCHIKURA)

★ 夏休みでインドに行ってきました。皆様にはご心配頂きオススメの胃腸薬など教えていただきましたが、3食続くカレーも楽しみお腹を壊すこともなくインドを堪能してきました。衛生面でも、インフラが整っていないことは否めませんが、掃除好きなのか不潔な感じはしませんでした。この旅行の中では死生観と云いますか、人の死が驚くほど身近にあり、受け入れていて、だからこそ「生」をととても大切にしていると感じました。「死」を肯定的に受け止められるようになったことがいちばんの収穫かもしれません。 (YAMAMOTO)

★ 家族中の大反対で北海道のカヌーツアーがボツになったので(今年牛を24頭も殺したヒグマが捕まっていないという理由で(汗))、秋晴れを狙って白馬三山から不帰の嶮キレットを超えて唐松岳までの縦走登山に行ってきました。衣食住のすべてを背負って歩く…これ以上の自由気ままな旅ってないですよ(笑)先日研修で会った山登り初心者の女性に「白馬岳って大変ですか？」と聞かれたけど登ったことがない(汗)そしたら「燕岳は？立山は？高尾山は？」、それも登ったことがない(汗)「あぁじゃあ剣岳は？」、夏は登ったことがないよ～、「本当に山登りしたことあるんです？」と不審顔(汗)。若い頃は岩登りしかなかったのだから岩場のある山以外は登ったことがないのです。剣岳は冬しか登ってないし(涙)…ということで今回はミーハーですが誰でも知ってる有名な白馬岳に登ってみました。やっぱり山は良いね！これからは女子受けする



ミーハーな山登りに転向するかな～(笑)なんて冗談ですが、日本にも登ってみたい山は沢山あるので健康のためにもコツコツと登ってみたいと思います。そうだTEAMyoko-so登山部なんか作っちゃったりしてね(爆) (IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2019年11月12日(火)27(水)／10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 54,000円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー 《※※※年間会員募集中※※※》

第106回「私が、家族が、認知症になる前にできること」

講師：勝司法書士法人

横浜営業所長 興山 幸治

日時：2019年11月21日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります